

都市計画道路田中笠窪線整備事業と新総合車両所 建設事業に関する基本協定

伊勢原市（以下「甲」という。）と小田急電鉄株式会社（以下「乙」という。）は、令和5年3月8日付けで締結した「持続可能なまちづくりを推進する連携協定」（以下「連携協定」という。）に基づき乙が施行する第2条第1号（新たな総合車両所）及び甲が施行する第2号（都市基盤施設）の施設について、円滑な事業の推進及び地域の持続的な発展に寄与する基盤施設整備を実現するため、相互の連携に関する基本的事項を定め、新総合車両所の運用開始時期の目標（令和15年度）に向けて「都市計画道路田中笠窪線整備事業と新総合車両所建設事業に関する基本協定」（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

なお、連携協定第2条第3号（スマート新駅及び周辺まちづくりの検討）については、引き続き相互に連携を図り、別に定めるものとする。

（目的）

第1条 本協定は、都市計画道路田中笠窪線整備事業及び新総合車両所建設事業について、同時期の工事施行に際し、周辺地域の生活環境への影響に配慮を図りながら、甲と乙が相互に協力して両事業を円滑に推進することを目的とする。

（対象事業）

第2条 本協定は、次に掲げる事業（以下「対象事業」という。）を対象とする。

（1）都市計画道路田中笠窪線整備事業（以下「田中笠窪線整備事業」という。）

場所：伊勢原市笠窪・串橋・神戸地内

延長：約980m

（2）新総合車両所建設事業及び道路や水路等の機能補償に係る公共施設の整備事業

場所：伊勢原市笠窪・串橋・神戸地内

面積：約17ha

（田中笠窪線整備事業）

第3条 田中笠窪線整備事業については、必要に応じて乙と連携を図り、甲の責任と費用負担により実施するものとする。

2 甲は、田中笠窪線整備事業のうち、別紙1に示す第一区間を令和10年度までに整備するよう努めるものとする。

（新総合車両所建設事業）

第4条 新総合車両所建設事業については、必要に応じて甲と連携を図り、乙の責任と費用負担により実施するものとする。

2 乙は、新総合車両所建設事業の実施に当たり、伊勢原市地域まちづくり推進条例に基づく協議を行うものとする。

(従前の公共施設の取扱い)

第5条 対象事業の区域内における従前の公共施設については、別紙2のとおりとし、機能補償施設として整備する公共施設については、従前の機能を継続・向上することを基本とする。

- 2 乙は、新総合車両所の建設事業地内に存する、甲が所有権を有し公共の用に供している道路及び水路等の財産の処理については別途、甲と協議するものとする。
- 3 乙は、公共施設の財産処理等に伴い、国・県の補助金の返還の必要性が発生した場合は、その費用を負担するものとする。

(機能補償に係る公共施設の整備)

第6条 機能補償に係る公共施設の整備については、別紙3のとおりとし、これに要する費用は全額乙の負担とする。

- 2 付替道路2号・3号(道路整備事業)、付替農道1号・2号・新設農道・農業用水路(農業用施設整備事業)については甲が施行するものとし、新たな用地の取得に係る費用の乙から甲への支出及び精算方法等については甲乙協議の上、年度協定を定めるものとする。なお、工事の施工に関する詳細については、別途、施工協定により定め、乙に委託するものとする。
- 3 付替農道3号(農道整備)、付替道路1号(道路整備)及び下水道施設の整備については、施設管理者の承認を得て、乙が施工するものとする。

(協力体制)

第7条 甲及び乙は、対象事業の施行に当たり、関係法令等に基づき必要となる各種手続や調整等について、相互に連携して取り組むものとする。

- 2 前条に定める役割分担に基づく用地取得事務を円滑に行うため、甲は組織態勢の構築を図るとともに、乙はこれを支援するものとする。
- 3 甲が施工する第3条第2項に定める区間を、乙は新総合車両所建設事業に係る工事関係車両等の通行に利用できるものとし、その時期や利用後の復旧方法等については、甲乙が別途協議するものとする。
- 4 乙は、前項の規定により当該道路を利用するに当たり、粉じんの飛散防止等の環境対策を行うものとする。なお、当該利用に関連して道路又はその付属施設に不具合等が生じたときは、甲乙協議の上、必要な補修その他の措置を講ずるものとする。

(地域への配慮)

第8条 対象事業の実施に当たり、周辺環境への影響に配慮し、甲乙が連携して施工や工程管理等に努めるものとする。

- 2 当該地は農業基盤が整備された地域であり、甲及び乙は、関係する地域の営農団体等と調整の上、営農継続に向けた農道や用水路等の機能を確保するなど、周辺の農業生産活動に影響を及ぼすことがないよう、配慮するものとする。
- 3 対象事業の実施に伴い、周辺環境に影響が生じた場合は、甲乙協議の上、速やかに

対策を講じるものとする。

(守秘義務)

第 9 条 甲及び乙は、本協定の遂行に当たり知り得た情報について、あらかじめ相手方の承諾を得ることなく第三者に開示し、又は本協定の遂行以外の目的に利用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が終了した後も、前項に規定する守秘義務を負うものとする。

(調査成果物の共有)

第 10 条 甲及び乙は、測量結果や地質調査結果等の成果物について、必要に応じて、当事者の同意を得た上で相互に共有する。なお、公共施設の管理上必要となる資料について、乙は甲に引き継ぐものとする。

(有効期間)

第 11 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和 1 5 年 3 月末日までとする。ただし、事業の進捗に応じて、甲乙の合意により、本協定の有効期間を変更することができるものとする。

(疑義等の決定)

第 12 条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

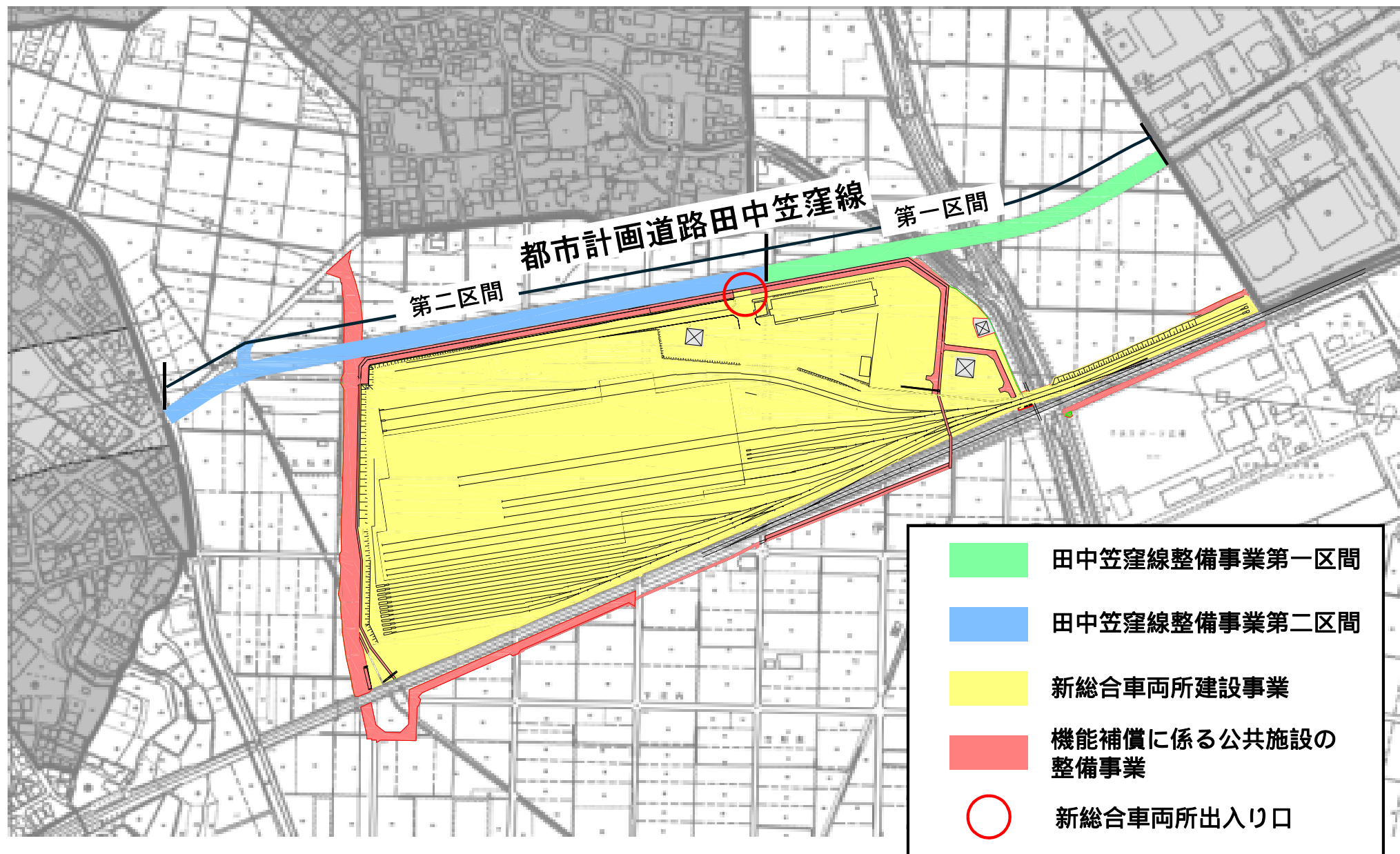
本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 3 月 1 9 日

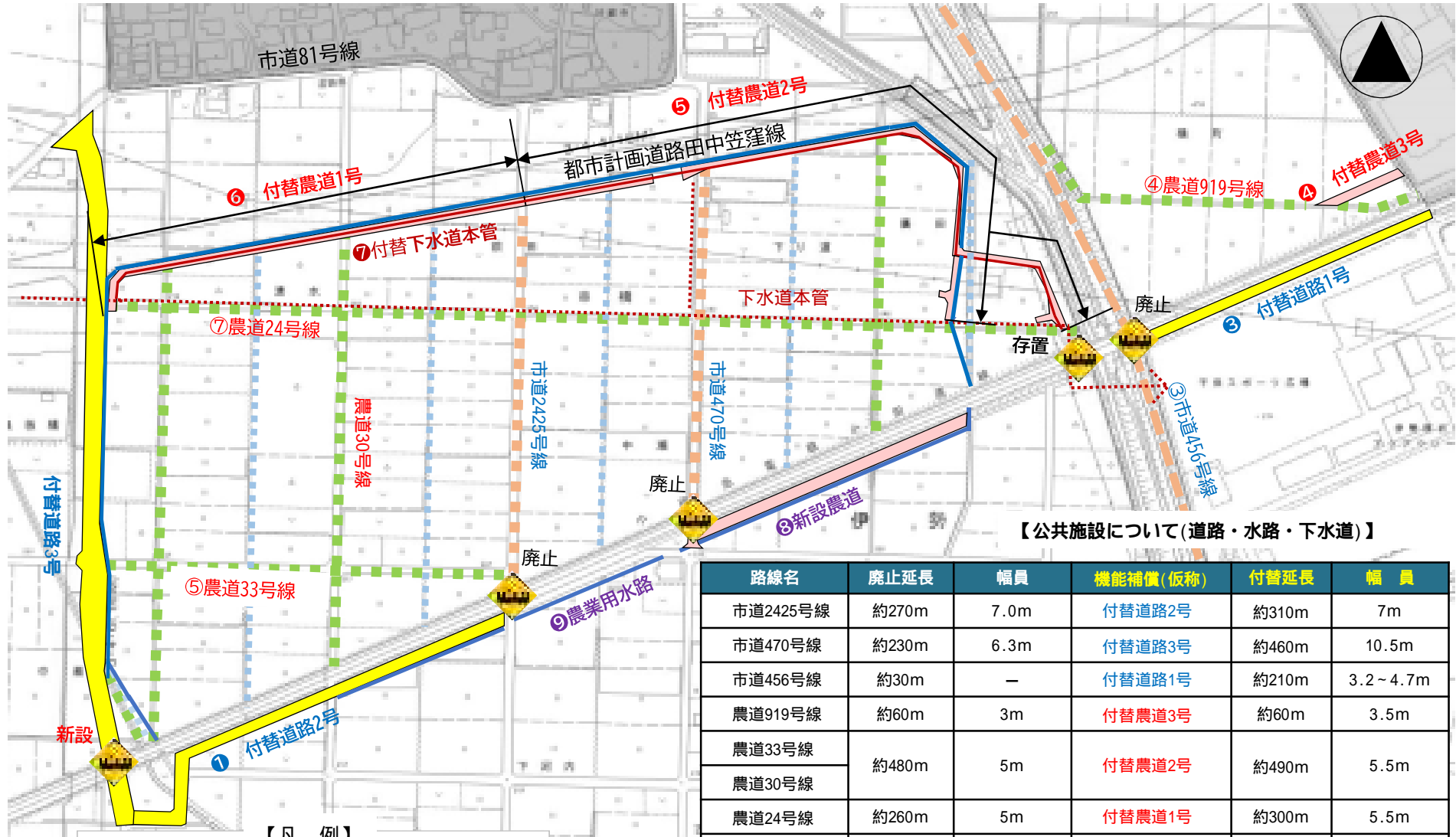
甲 神奈川県伊勢原市田中 3 4 8 番地
伊勢原市長 萩原鉄也

乙 東京都渋谷区代々木二丁目 28 番 12 号
小田急電鉄株式会社 代表取締役 鈴木 滋

別紙1 (第3条関係) : 事業範囲



別紙 2 (第 5 条関係) : 機能補償施設



【公共施設について(道路・水路・下水道)】

路線名	廃止延長	幅員	機能補償(仮称)	付替延長	幅員
市道2425号線	約270m	7.0m	付替道路2号	約310m	7m
市道470号線	約230m	6.3m	付替道路3号	約460m	10.5m
市道456号線	約30m	—	付替道路1号	約210m	3.2~4.7m
農道919号線	約60m	3m	付替農道3号	約60m	3.5m
農道33号線	約480m	5m	付替農道2号	約490m	5.5m
農道30号線					
農道24号線	約260m	5m	付替農道1号	約300m	5.5m
(新設)	—	—	新設農道	約260m	3.5m

施設名	廃止延長	幅員	機能補償(仮称)	付替延長	幅員
下水道本管	約580m	300	付替下水道本管	約410m	300
	約390m	600		約330m	600
農業用水路	約1,700m	□ 300 ~ 800	農業用水路	約1,500m	□ 600 ~ 1000

【現況】 【凡例】 【付替】

区分	備考	区分	備考
市道	●●●●	市道	—
農道	●●●●	農道	—
認定外道路	●●●●	農業用水路	—
農業用水路	●●●●	下水道管	—
下水道管	●●●●		

別紙 3 (第 6 条関係) : 機能補償に関わる公共施設の整備の役割分担

	施設名称	従前施設	概要(新設)		施行主体	備考
			幅員	延長		
1	付替道路 1号	市道 456号線	3.2~ 5.2m	約210m	乙	
2	付替道路 2号	市道2425 号線及び	7.0m	約310m	甲	道路整備事業
3	付替道路 3号	市道470 号線	10.5m	約460m	甲	道路整備事業
4	付替農道 1号	農道 24号線	5m	約300m	甲	農業用施設整備事業
5	付替農道 2号	農道30 号線及び 農道33 号線	5m	約490m	甲	農業用施設整備事業
6	付替農道 3号	農道 919号線	3.5m	約60m	乙	
7	新設農道		3m	約260m	甲	農業用施設整備事業
8	農業用 水路	農業用 水路	□600~ 1000	約1,500m	甲	農業用施設整備事業
9	下水道 施設	既存下水 道施設		約740m	乙	